



# 宮 崎 県 公 報

平成27年 3 月30日 (月曜日) 号外 第 18 号

発 行 宮 崎 県  
印 刷 宮 崎 市 旭 1 丁 目 6 番 25 号  
K・Pクリエイションズ株式会社

発 行 定 日 毎 週 月 ・ 木 曜 日  
購 読 料 (送 料 共) 1 年 37,200 円

## 目 次

### 規 則

○宮崎県男女共同参画センター管理規則の一部を  
改正する規則……………(括・欄・駁参課) 1

頁

○公有財産取扱規則の一部を改正する規則…………… (総務課) 1  
○宮崎県行政組織規則の一部を改正する規則…………… (行政経営課) 2  
○宮崎県事務委任規則の一部を改正する規則…………… ( “ ) 11  
○証明手数料徴収規則の一部を改正する規則…………… (財政課) 19  
○宮崎県財務規則の一部を改正する規則…………… ( “ ) 20

## 規 則

宮崎県男女共同参画センター管理規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成27年 3 月30日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

### 宮崎県規則第13号

#### 宮崎県男女共同参画センター管理規則の一部を改正する規則

宮崎県男女共同参画センター管理規則 (平成13年宮崎県規則第71号) の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
(趣旨) 第1条 この規則は、公の施設に関する条例 (昭和39年宮崎県条例第7号) 第7条及び第13条の規定に基づき、宮崎県男女共同参画センター (以下「センター」という。) の管理及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。 (開館時間) 第2条 センターの開館時間は、午前9時から午後7時までとする。ただし、土曜日は、午前9時から午後5時までとする。 2 [略]	(趣旨) 第1条 この規則は、公の施設に関する条例 (昭和39年宮崎県条例第7号。以下「条例」という。) 第7条及び第13条の規定に基づき、宮崎県男女共同参画センター (以下「センター」という。) の管理及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。 (開館時間) 第2条 センターの開館時間は、午前9時から午後5時30分までとする。ただし、土曜日は、午前9時から午後5時までとする。 2 [略]

#### 附 則

この規則は、平成27年 4 月 1 日から施行する。

公有財産取扱規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成27年 3 月30日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

### 宮崎県規則第14号

#### 公有財産取扱規則の一部を改正する規則

公有財産取扱規則 (昭和39年宮崎県規則第20号) の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
(公有財産の貸付期間) 第15条 公有財産の貸付期間は、次の各号に掲げる貸付けの区分に応じ、当該各号に定める期間を超えないものとする。 (1) 建物の所有を目的とする土地の貸付けで借地借家法 (平成3年法律第90号) 第22条の適用を受けるもの <u>50年</u> (2) 専ら事業の用に供する建物 (居住の用に供するものを除く。) の所有を目的とする土地の貸付けで借地借家法第24条の適用を受けるもの <u>20年</u>	(公有財産の貸付期間) 第15条 公有財産の貸付期間は、次の各号に掲げる貸付けの区分に応じ、当該各号に定める期間とする。 (1) 建物の所有を目的とする土地の貸付けで借地借家法 (平成3年法律第90号) 第22条の適用を受けるもの <u>50年以内</u> (2) 専ら事業の用に供する建物 (居住の用に供するものを除く。) の所有を目的とする土地の貸付けで借地借家法第23条の適用を受けるもの <u>50年未満</u>

<p>(3) 前2号に掲げる貸付けを除くほか、建物の所有を目的とする土地の貸付け 30年</p> <p>(4) 植樹を目的とする土地の貸付け 20年</p> <p>(5) 前各号に規定する目的以外の目的のための土地、建物又は建物以外の土地の定着物の貸付け 5年</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、同項第1号の貸付けについては、特に必要があると認めるときは、<u>同号に定める期間</u>を超えて貸し付けることができる。</p> <p>3 第1項に定める期間は、同項第1号及び第2号の貸付けを除くほか、更新することができる。この場合において、その期間は、当該更新のときから<u>同項に定める期間</u>を超えることができない。</p> <p>(行政財産の目的外使用許可)</p> <p>第24条 部局の長は、行政財産の目的外使用の許可を受けようとする者については、個人又は国、地方公共団体その他公共団体においては行政財産使用許可申請書（別記様式第13号）を、それ以外の法人等においては行政財産使用許可申請書及び役員等一覧を提出させ、決裁を受けるに当たって次に掲げる事項を明らかにしなければならない。ただし、総務部長が特に必要がないと認める場合にあっては、この限りでない。</p> <p>(1)～(5) [略]</p> <p>(6) 使用料を無償とし、又は減額しようとするときは、その理由及び根拠</p> <p>(7)～(13) [略]</p> <p>2～5 [略]</p> <p>(教育長及び警察本部長への委任)</p> <p>第33条 次に掲げる事務は、教育長に委任する。</p> <p>(1) 教育財産（地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第23条第2号に規定する教育財産をいう。以下同じ。）その他の行政財産で教育委員会が所掌する事務又は事業の用に供するものの取得に関する事務</p> <p>(2)～(6) [略]</p> <p>2 [略]</p>	<p>(3) 前2号に掲げる貸付けを除くほか、建物の所有を目的とする土地の貸付け 30年以内</p> <p>(4) 植樹を目的とする土地の貸付け 20年以内</p> <p>(5) 前各号に規定する目的以外の目的のための土地、建物又は建物以外の土地の定着物の貸付け 5年以内</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、同項第1号の貸付けについては、特に必要があると認めるときは、<u>50年</u>を超えて貸し付けることができる。</p> <p>3 第1項に定める期間は、同項第1号及び第2号の貸付けを除くほか、更新することができる。この場合において、その期間は、当該更新のときから、<u>同項第3号の貸付けにあっては30年を、同項第4号の貸付けにあっては20年を、同項第5号の貸付けにあっては5年</u>を超えることができない。</p> <p>(行政財産の目的外使用許可)</p> <p>第24条 部局の長は、行政財産の目的外使用の許可を受けようとする者については、個人又は国、地方公共団体その他公共団体においては行政財産使用許可申請書（別記様式第13号）を、それ以外の法人等においては行政財産使用許可申請書及び役員等一覧を提出させ、決裁を受けるに当たって次に掲げる事項を明らかにしなければならない。ただし、総務部長が特に必要がないと認める場合にあっては、この限りでない。</p> <p>(1)～(5) [略]</p> <p>(6) 使用料を免除し、又は減額しようとするときは、その理由及び根拠</p> <p>(7)～(13) [略]</p> <p>2～5 [略]</p> <p>(教育長及び警察本部長への委任)</p> <p>第33条 次に掲げる事務は、教育長に委任する。</p> <p>(1) 教育財産（地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第21条第2号に規定する教育財産をいう。以下同じ。）その他の行政財産で教育委員会が所掌する事務又は事業の用に供するものの取得に関する事務</p> <p>(2)～(6) [略]</p> <p>2 [略]</p>
--	---

附 則

この規則は、公布の日から施行する。ただし、第33条第1項第1号の改正規定は、平成27年4月1日から施行する。

宮崎県行政組織規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成27年3月30日

宮崎県知事 河野俊嗣

宮崎県規則第15号

宮崎県行政組織規則の一部を改正する規則

宮崎県行政組織規則（平成10年宮崎県規則第15号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
目次	目次
第1章・第2章 [略]	第1章・第2章 [略]
第3章 出先機関	第3章 出先機関
第1節～第22節 [略]	第1節～第22節 [略]
第23節 子ども療育センター（医療型障害児入所施設・医療型児童発達支援センター）（第148条～第151条）	第23節 子ども療育センター（医療型障害児入所施設・ <u>福祉型児童発達支援センター</u> ・医療型児童発達支援センター）（第148条～第151条）
第23節の2～第52節 [略]	第23節の2～第52節 [略]
第4章～第7章 [略]	第4章～第7章 [略]

## 附則

(局及び課の配置)

第 5 条 次の表の左欄に掲げる部に同表の中欄に掲げる局及び同表の右欄に掲げる課を置く。

部	局	課
総合政策部		総合政策課 秘書広報課 統計調査課 総合交通課 中山間・地域政策課 フードビジネス推進課 生活・協働・男女参画課 文化文教・国際課 人権同和対策課 情報政策課
[略]		
福祉保健部		福祉保健課 医療業務課 国保・援護課 長寿介護課 障がい福祉課 衛生管理課 健康増進課
[略]	[略]	
商工観光労働部	[略]	[略]
	観光物産・東アジア戦略局	[略]
[略]		

(課内室の設置)

第 5 条の 2 次の表の左欄に掲げる課にそれぞれ同表の右欄に掲げる課内室を置く。

課	課 内 室
[略]	
医療業務課	業務対策室
[略]	
商工政策課	金融対策室
[略]	

(総合政策課)

第 7 条 総合政策課の分掌事務は、次のとおりとする。

(1)～(7) [略]

(8)～(14) [略]

(中山間・地域政策課)

第 9 条の 3 中山間・地域政策課の分掌事務は、次のとおりとする。

(1) [略]

(2) 二地域居住及び移住の促進に関すること。

(3)～(7) [略]

(文化文教・国際課)

第 9 条の 6 文化文教・国際課の分掌事務は、次のとおりとする。

(1)～(5) [略]

(6) [略]

(7) 国際化の推進に関する施策に係る企画及び総合調整に関すること。(8) 国際交流及び国際協力に係る企画及び総合調整に関すること。(9) 海外渡航事務に関すること。

## 附則

(局及び課の配置)

第 5 条 次の表の左欄に掲げる部に同表の中欄に掲げる局及び同表の右欄に掲げる課を置く。

部	局	課
総合政策部		総合政策課 秘書広報課 統計調査課 総合交通課 中山間・地域政策課 フードビジネス推進課 生活・協働・男女参画課 文化文教課 人権同和対策課 情報政策課
[略]		
福祉保健部		福祉保健課 医療業務課 国保・援護課 長寿介護課 障がい福祉課 衛生管理課 健康増進課
[略]	[略]	
商工観光労働部	[略]	[略]
	観光経済交流局	[略]
[略]		

(課内室の設置)

第 5 条の 2 次の表の左欄に掲げる課にそれぞれ同表の右欄に掲げる課内室を置く。

課	課 内 室
[略]	
医療業務課	業務対策室 看護大学法人化準備室
長寿介護課	医療・介護連携推進室
[略]	
商工政策課	経営金融支援室
[略]	

(総合政策課)

第 7 条 総合政策課の分掌事務は、次のとおりとする。

(1)～(7) [略]

(8) 地方創生の推進に関すること。

(9)～(15) [略]

(中山間・地域政策課)

第 9 条の 3 中山間・地域政策課の分掌事務は、次のとおりとする。

(1) [略]

(2) 移住及び定住の推進に関すること。

(3)～(7) [略]

(文化文教課)

第 9 条の 6 文化文教課の分掌事務は、次のとおりとする。

(1)～(5) [略]

(6) 教育大綱及び総合教育会議に関すること。

(7) [略]

<p>(10) <u>他課の主管に属さない国際化、国際交流及び国際協力に関すること。</u></p> <p>(11)・(12) [略] (福祉保健課)</p> <p>第24条 福祉保健課の分掌事務は、次のとおりとする。</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) 社会福祉法人及び社会福祉団体に関すること（国保・援護課、長寿介護課、障害福祉課、こども政策課及びこども家庭課の主管に属するものを除く。）。</p> <p>(3)～(12) [略] (医療業務課)</p> <p>第25条 医療業務課の分掌事務は、次のとおりとする。</p> <p>(1)～(14) [略]</p> <p>2 [略]</p> <p>(長寿介護課)</p> <p>第27条 長寿介護課の分掌事務は、次のとおりとする。</p> <p>(1)～(8) [略]</p> <p>(9) [略]</p> <p>(障害福祉課)</p> <p>第28条 障害福祉課の分掌事務は、次のとおりとする。</p> <p>(1)～(12) [略] (自然環境課)</p> <p>第36条 自然環境課の分掌事務は、次のとおりとする。</p> <p>(1)～(7) [略]</p> <p>(8) <u>森林国営保険に関すること。</u></p> <p>(9)～(13) [略] (森林経営課)</p> <p>第37条 森林経営課の分掌事務は、次のとおりとする。</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) <u>森林施業計画に関すること。</u></p> <p>(3)～(8) [略] (商工政策課)</p> <p>第39条 商工政策課の分掌事務は、次のとおりとする。</p> <p>(1)～(8) [略]</p> <p>(9)～(12) [略]</p> <p>(13)～(19) [略]</p> <p>2 <u>金融対策室においては、前項第2号から第8号までに掲げる事務を分掌する。</u> (産業振興課)</p> <p>第40条 産業振興課の分掌事務は、次のとおりとする。</p> <p>(1)～(8) [略]</p> <p>(9) <u>創業及び新規事業への進出の支援に関すること。</u></p> <p>(10)～(12) [略]</p> <p>(13) <u>中小企業の経営革新の支援に関すること。</u></p> <p>(14) [略]</p> <p>2 [略]</p>	<p>(8)・(9) [略] (福祉保健課)</p> <p>第24条 福祉保健課の分掌事務は、次のとおりとする。</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) 社会福祉法人及び社会福祉団体に関すること（国保・援護課、長寿介護課、<u>障がい福祉課</u>、こども政策課及びこども家庭課の主管に属するものを除く。）。</p> <p>(3)～(12) [略] (医療業務課)</p> <p>第25条 医療業務課の分掌事務は、次のとおりとする。</p> <p>(1)～(14) [略]</p> <p>2 [略]</p> <p>3 <u>看護大学法人化準備室においては、第1項第14号に掲げる事務のうち地方独立行政法人化に関する事務を分掌する。</u> (長寿介護課)</p> <p>第27条 長寿介護課の分掌事務は、次のとおりとする。</p> <p>(1)～(8) [略]</p> <p>(9) <u>地域包括ケアの推進に関すること。</u></p> <p>(10) <u>認知症施策に関すること。</u></p> <p>(11) [略]</p> <p>2 <u>医療・介護連携推進室においては、前項第5号に掲げる事務及び第8号から第11号までに掲げる事務を分掌する。</u> (障がい福祉課)</p> <p>第28条 <u>障がい福祉課</u>の分掌事務は、次のとおりとする。</p> <p>(1)～(12) [略] (自然環境課)</p> <p>第36条 自然環境課の分掌事務は、次のとおりとする。</p> <p>(1)～(7) [略]</p> <p>(8)～(12) [略] (森林経営課)</p> <p>第37条 森林経営課の分掌事務は、次のとおりとする。</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) <u>森林経営計画に関すること。</u></p> <p>(3)～(8) [略] (商工政策課)</p> <p>第39条 商工政策課の分掌事務は、次のとおりとする。</p> <p>(1)～(8) [略]</p> <p>(9) <u>中小企業の経営革新の支援に関すること。</u></p> <p>(10)～(13) [略]</p> <p>(14) <u>創業支援に関すること。</u></p> <p>(15)～(21) [略]</p> <p>2 <u>経営金融支援室においては、前項第2号から第9号までに掲げる事務を分掌する。</u> (産業振興課)</p> <p>第40条 産業振興課の分掌事務は、次のとおりとする。</p> <p>(1)～(8) [略]</p> <p>(9) <u>新規事業への進出の支援に関すること。</u></p> <p>(10)～(12) [略]</p> <p>(13) [略]</p> <p>2 [略]</p>
--	--

(オールみやざき営業課)

第44条の3 オールみやざき営業課の分掌事務は、次のとおりとする。

- (1)～(3) [略]
- (4) 東アジア戦略の総合調整に関すること。
- (5)～(7) [略]

(分掌事務)

第98条 前条に規定する各課の分掌事務は、次のとおりとする。

[略]

福祉課

- (1)～(5) [略]
- (6) 知的障害者の福祉に関すること。
- (7)・(8) [略]
- (9) 身体障害者の福祉に関すること。
- (10)～(18) [略]
- (19) 障害者の自立支援に関すること。
- (20)・(21) [略]

[略]

林務課

- (1)～(12) [略]
- (13) 森林国営保険に関すること。
- (14)～(21) [略]

[略]

(名称、位置及び所管区域)

第 102条 宮崎県行政機関設置条例第 3 条第 1 項の規定により設置された福祉こどもセンターの名称、位置及び所管区域は、次のとおりである。

名称	位置	所管区域	
		社会福祉に関する事務	児童福祉及び知的障害者福祉に関する事務
[略]			

2 [略]

(所掌事務)

第 103条 福祉こどもセンターの所掌事務は、次のとおりとする。

- (1)～(4) [略]
- (5) 知的障害者の福祉に関すること。
- (6)・(7) [略]
- (8) 身体障害者の福祉に関すること。
- (9) 障害者の自立支援に関すること。
- (10)～(17) [略]
- (18) 知的障害者に係る家庭その他からの相談に関すること。
- (19) 18歳以上の知的障害者に関する医学的、心理学的及び職能的判定並びに必要な指導に関すること。
- (20)・(21) [略]

(分掌事務)

第 104条の2 前条に規定する各課の分掌事務は、次のとおりとする。

(オールみやざき営業課)

第44条の3 オールみやざき営業課の分掌事務は、次のとおりとする。

- (1)～(3) [略]
- (4) グローバル戦略の総合調整に関すること。
- (5)～(7) [略]
- (8) ふるさと宮崎応援寄附金に関すること。
- (9) 国際化の推進に関する施策に係る企画及び総合調整に関すること。
- (10) 国際交流及び国際協力に係る企画及び総合調整に関すること。
- (11) 海外渡航事務に関すること。
- (12) 他課の主管に属さない国際化、国際交流及び国際協力に関すること。

(分掌事務)

第98条 前条に規定する各課の分掌事務は、次のとおりとする。

[略]

福祉課

- (1)～(5) [略]
- (6) 知的障がい者の福祉に関すること。
- (7)・(8) [略]
- (9) 身体障がい者の福祉に関すること。
- (10)～(18) [略]
- (19) 障がい者の自立支援に関すること。
- (20)・(21) [略]

[略]

林務課

- (1)～(12) [略]
- (13)～(20) [略]

[略]

(名称、位置及び所管区域)

第 102条 宮崎県行政機関設置条例第 3 条第 1 項の規定により設置された福祉こどもセンターの名称、位置及び所管区域は、次のとおりである。

名称	位置	所管区域	
		社会福祉に関する事務	児童福祉及び知的障がい者福祉に関する事務
[略]			

2 [略]

(所掌事務)

第 103条 福祉こどもセンターの所掌事務は、次のとおりとする。

- (1)～(4) [略]
- (5) 知的障がい者の福祉に関すること。
- (6)・(7) [略]
- (8) 身体障がい者の福祉に関すること。
- (9) 障がい者の自立支援に関すること。
- (10)～(17) [略]
- (18) 知的障がい者に係る家庭その他からの相談に関すること。
- (19) 18歳以上の知的障がい者に関する医学的、心理学的及び職能的判定並びに必要な指導に関すること。
- (20)・(21) [略]

(分掌事務)

第 104条の2 前条に規定する各課の分掌事務は、次のとおりとする。



る。

総務課

- (1)～(4) [略]
- (5) 知的障害者の福祉に関すること。
- (6)・(7) [略]
- (8) 身体障害者の福祉に関すること。
- (9)～(15) [略]
- [略]

子ども相談課及び子ども福祉課

- (1)～(6) [略]
- (7) 知的障害者に係る家庭その他からの相談に関すること。
- (8) 18歳以上の知的障害者に関する医学的、心理的及び職能的判定並びに必要な指導に関すること。
- (9)～(11) [略]
- [略]
- (所掌事務)

第 106条 福祉事務所の所掌事務は、次のとおりとする。

- (1)～(4) [略]
- (5) 知的障害者の福祉に関すること。
- (6)・(7) [略]
- (8) 身体障害者の福祉に関すること。
- (9) 障害者の自立支援に関すること。
- (10) [略]
- (分掌事務)

第 108条 前条に規定する各課の分掌事務は、次のとおりとする。

総務課

- (1)～(4) [略]
- (5) 知的障害者の福祉に関すること。
- (6)・(7) [略]
- (8) 身体障害者の福祉に関すること。
- (9)～(15) [略]
- [略]
- (所掌事務)

第 114条 保健所の所掌事務は、次のとおりとする。

- (1)～(20) [略]
- (21) 精神保健及び精神障害者の福祉に関すること。
- (22) 障害者の自立支援に関すること。
- (23)～(27) [略]
- (分掌事務)

第 116条 前条に規定する各課の分掌事務は、次のとおりとする。

[略]

健康づくり課

- (1)～(10) [略]
- (11) 精神保健及び精神障害者の福祉に関すること。
- (12) 障害者の自立支援に関すること。
- (13)～(20) [略]
- [略]

第23節 子ども療育センター (医療型障害児入所施設・医療型児童発達支援センター)

(設置)

第 148条 児童福祉法 (昭和22年法律第 164号) 第42条第 2 号に定める支援を行うこと及び同法第43条第 2 号に定める支援を提供す

る。

総務課

- (1)～(4) [略]
- (5) 知的障がい者の福祉に関すること。
- (6)・(7) [略]
- (8) 身体障がい者の福祉に関すること。
- (9)～(15) [略]
- [略]

子ども相談課及び子ども福祉課

- (1)～(6) [略]
- (7) 知的障がい者に係る家庭その他からの相談に関すること。
- (8) 18歳以上の知的障がい者に関する医学的、心理的及び職能的判定並びに必要な指導に関すること。
- (9)～(11) [略]
- [略]
- (所掌事務)

第 106条 福祉事務所の所掌事務は、次のとおりとする。

- (1)～(4) [略]
- (5) 知的障がい者の福祉に関すること。
- (6)・(7) [略]
- (8) 身体障がい者の福祉に関すること。
- (9) 障がい者の自立支援に関すること。
- (10) [略]
- (分掌事務)

第 108条 前条に規定する各課の分掌事務は、次のとおりとする。

総務課

- (1)～(4) [略]
- (5) 知的障がい者の福祉に関すること。
- (6)・(7) [略]
- (8) 身体障がい者の福祉に関すること。
- (9)～(15) [略]
- [略]
- (所掌事務)

第 114条 保健所の所掌事務は、次のとおりとする。

- (1)～(20) [略]
- (21) 精神保健及び精神障がい者の福祉に関すること。
- (22) 障がい者の自立支援に関すること。
- (23)～(27) [略]
- (分掌事務)

第 116条 前条に規定する各課の分掌事務は、次のとおりとする。

[略]

健康づくり課

- (1)～(10) [略]
- (11) 精神保健及び精神障がい者の福祉に関すること。
- (12) 障がい者の自立支援に関すること。
- (13)～(20) [略]
- [略]

第23節 子ども療育センター (医療型障害児入所施設・福祉型児童発達支援センター・医療型児童発達支援センター)

(設置)

第 148条 児童福祉法 (昭和22年法律第 164号) 第42条第 2 号に定める支援を行うこと並びに同法第43条第 1 号及び第 2 号に定める

ることを目的として、こども療育センターを置く。

(所掌事務)

第 149 条 こども療育センターの所掌事務は、次のとおりである。

(1) 障害児の療育に関すること。

(分掌事務)

第 151 条 前条に規定する各課及び科の分掌事務は、次のとおりとする。

総務課

- (1) [略]
- (2) 障害児の入園及び退園に関すること。
- (3) 障害児の給食に関すること。
- (4) 障害児の生活指導及び保育に関すること。
- (5) 障害児の職業指導に関すること。

医療課

- (1) 障害児の診断及び診察に関すること。
- (2)～(4) [略]
- (5) 障害児の機能訓練に関すること。
- (6) 障害児の相談に関すること。
- (7) [略]

看護科

- (1) 障害児の看護及び診療補助に関すること。
- (2)・(3) [略]

(所掌事務)

第 151 条の 4 精神保健福祉センターの所掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 精神保健及び精神障害者の福祉に関する知識の普及及び調査研究に関すること。
- (2) 精神保健及び精神障害者の福祉に関する相談及び指導のうち複雑又は困難なものに関すること。
- (3) [略]
- (4) 精神障害者通院医療に要する費用の負担及び精神障害者保健福祉手帳の申請に対する決定に関すること。

(内部組織)

第 164 条の 4 林業技術センターに次の課、部及びセンターを置く。

[略]

特用林産部

[略]

(分掌事務)

第 164 条の 5 前条に規定する課、部及びセンターの分掌事務は、次のとおりとする。

[略]

育林環境部

- (1)～(8) [略]
- (9) 木材及び特用林産物の流通の調査研究に関すること。
- (10)・(11) [略]

特用林産部

- (1) しいたけその他の食用菌類の試験研究に関すること。
- (2) しいたけ栽培技術の研究開発に関すること。
- (3) 竹類、山菜類その他の林床作目に関すること。
- (4) [略]

支援を提供することを目的として、こども療育センターを置く。

(所掌事務)

第 149 条 こども療育センターの所掌事務は、次のとおりとする。

(1) 障がい児の療育に関すること。

(分掌事務)

第 151 条 前条に規定する各課及び科の分掌事務は、次のとおりとする。

総務課

- (1) [略]
- (2) 障がい児の入園及び退園に関すること。
- (3) 障がい児の給食に関すること。
- (4) 障がい児の生活指導及び保育に関すること。
- (5) 障がい児の職業指導に関すること。

医療課

- (1) 障がい児の診断及び診察に関すること。
- (2)～(4) [略]
- (5) 障がい児の機能訓練に関すること。
- (6) 障がい児の相談に関すること。
- (7) [略]

看護科

- (1) 障がい児の看護及び診療補助に関すること。
- (2)・(3) [略]

(所掌事務)

第 151 条の 4 精神保健福祉センターの所掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 精神保健及び精神障がい者の福祉に関する知識の普及及び調査研究に関すること。
- (2) 精神保健及び精神障がい者の福祉に関する相談及び指導のうち複雑又は困難なものに関すること。
- (3) [略]
- (4) 自立支援医療(精神通院医療に限る。)に要する費用の負担及び精神障害者保健福祉手帳の申請に対する決定に関すること。

(内部組織)

第 164 条の 4 林業技術センターに次の課、部及びセンターを置く。

[略]

森林資源開発部

[略]

(分掌事務)

第 164 条の 5 前条に規定する課、部及びセンターの分掌事務は、次のとおりとする。

[略]

育林環境部

- (1)～(8) [略]
- (9)・(10) [略]

森林資源開発部

- (1) しいたけその他の菌類の試験研究に関すること。
- (2) しいたけその他の食用菌類の栽培技術の研究開発に関すること。
- (3) 竹類、山菜類その他の林床作目の試験研究に関すること。
- (4) [略]

- (5) 林床、寄生植物等の組織培養、細胞融合等の研究に関すること。
- (6) 樹木、林床植物等の遺伝子保存の試験研究に関すること。

[略]

(所掌事務)

第 187 条 産業技術専門校の所掌事務は、次のとおりである。

(1)～(4) [略]

(分掌事務)

第 192 条 前条に規定する各課の分掌事務は、次のとおりとする。

[略]

林務課

(1)～(12) [略]

(13) 森林国営保険に関すること。

(14)～(21) [略]

[略]

(内部組織)

第 202 条 農業大学校に、総務課、農学部及び農業総合研修センターを置く。

(分掌事務)

第 202 条の 2 前条第 1 項に規定する総務課、農学部及び農業総合研修センターの分掌事務は、次のとおりとする。

総務課

(1)～(5) [略]

(6) 学生の保健衛生に関すること。

(7) 農学部及び農業総合研修センターの主管に属さないこと。

農学部

(1)～(5) [略]

農業総合研修センター

(1) 農業総合研修センターに属する研修に関すること。

(2) 農業機械士の認定試験に関すること。

(3) 農業及び生活の展示に関すること。

(4) 農業科学公園に関すること。

(所掌事務)

第 204 条 病害虫防除・肥料検査センターの所掌事務は、次のとおりである。

(1)～(7) [略]

(名称等)

第 262 条 法第 138 条の 4 第 3 項の規定に基づき設置された附属機関の名称、担任意務及び主管部課は、次のとおりである。

名 称	担 任 事 務	主管部課
[略]		
宮崎県私立学校審議会	[略]	総合政策部文化文教・国際課
[略]		
公務災害補償	議会の議員その他非常勤の職員の	[略]

- (5) 特用林産物生産に係る経営等の調査研究に関すること。
- (6) 菌類、林床植物等の組織培養、細胞融合等及び遺伝子保存の試験研究に関すること。
- (7) 木質バイオマスその他の森林資源の試験研究に関すること。

[略]

(所掌事務)

第 187 条 産業技術専門校の所掌事務は、次のとおりとする。

(1)～(4) [略]

(分掌事務)

第 192 条 前条に規定する各課の分掌事務は、次のとおりとする。

[略]

林務課

(1)～(12) [略]

(13)～(20) [略]

[略]

(内部組織)

第 202 条 農業大学校に、総務課及び農学部を置く。

(分掌事務)

第 202 条の 2 前条に規定する総務課及び農学部の分掌事務は、次のとおりとする。

総務課

(1)～(5) [略]

(6) 農業総合研修センター及び農業科学公園の維持管理に関すること。

(7) 農学部の主管に属さないこと。

農学部

(1)～(5) [略]

(6) 学生の保健衛生に関すること。

(7) 資格取得研修等に関すること。

(所掌事務)

第 204 条 病害虫防除・肥料検査センターの所掌事務は、次のとおりとする。

(1)～(7) [略]

(名称等)

第 262 条 法第 138 条の 4 第 3 項の規定に基づき設置された附属機関の名称、担任意務及び主管部課は、次のとおりである。

名 称	担 任 事 務	主管部課
[略]		
宮崎県私立学校審議会	[略]	総合政策部文化文教課
[略]		
公務災害補償	議会の議員その他非常勤の職員の	[略]



等認定委員会	公務災害補償等に関する条例（昭和42年宮崎県条例第35号）第3条第2項の規定による災害が公務又は通勤により生じたものであるかどうかの認定に対して意見を述べる事務		等認定委員会	公務災害補償等に関する条例（昭和42年宮崎県条例第35号）第3条第3項の規定による災害が公務又は通勤により生じたものであるかどうかの認定に対して意見を述べる事務	
[略]			[略]		
宮崎県障害者介護給付費等不服審査会	[略]	福祉保健部障害福祉課	宮崎県障害者介護給付費等不服審査会	[略]	福祉保健部障がい福祉課
宮崎県精神医療審査会		福祉保健部障害福祉課	宮崎県精神医療審査会		福祉保健部障がい福祉課
宮崎県障害者施策推進協議会		福祉保健部障害福祉課	宮崎県障害者施策推進協議会		福祉保健部障がい福祉課
宮崎県障害児通所給付費等不服審査会		福祉保健部障害福祉課	宮崎県障害児通所給付費等不服審査会		福祉保健部障がい福祉課
[略]			[略]		
宮崎県観光審議会	宮崎県観光審議会条例（昭和57年宮崎県条例第15号）第2条の規定による観光の振興を図るための基本的な計画、観光の開発の推進、観光思想の普及、観光客の誘致その他観光の振興に係る重要な事項について調査審議し、並びにこれらの事項に関し知事に意見を述べる事務	商工観光労働部観光物産・東アジア戦略局観光推進課	宮崎県観光審議会	神話のふるさと宮崎観光おもてなし推進条例（平成27年宮崎県条例第16号）第14条の規定による観光振興計画の策定及び推進その他観光振興に係る重要な事項について調査審議し、並びにこれらの事項に関し知事に意見を述べる事務	商工観光労働部観光経済交流局観光推進課
[略]			[略]		
(職)			(職)		
第 271条 次の表の左欄に掲げる出先機関に、それぞれ同表の右欄に掲げる職を置く。			第 271条 次の表の左欄に掲げる出先機関に、それぞれ同表の右欄に掲げる職を置く。		
出先機関及びその他の機関	職		出先機関及びその他の機関	職	
[略]			[略]		
木材利用技術センター	所長 副所長 (2人) 課長	部長 副部長	木材利用技術センター	所長 副所長 課長 部長 副部長	
[略]			[略]		
農業大学校	校長 副校長 (2人) 部長	所長 課長 教授 准教授	農業大学校	校長 副校長 (2人) 部長 課長 教授 准教授	
[略]			[略]		
(職務)			(職務)		
第 272条 前条に規定する職の職務は、それぞれ次の表の右欄に定めるとおとする。			第 272条 前条に規定する職の職務は、それぞれ次の表の右欄に定めるとおとする。		
職	職務		職	職務	
所長、院長、支庁長、校長、寮長、園長、学長、場長及び局長	[略]	総合農業試験場の所長にあっては、上司の命を受けて、薬草・地域作物センターの事務を処理し、職員を指揮監督する。	所長、院長、支庁長、校長、寮長、園長、学長、場長及び局長	[略]	総合農業試験場の所長にあっては、上司の命を受けて、薬草・地域作物センターの事務を処理し、職員を指揮監督する。
		農業大学校の所長にあっては、 <u>上司の命を受けて、農業総合研修センターに属する事務を処理する。</u>			

[略]

[略]

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成27年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の際現に次の表の左欄に掲げる機関の職にある者は、別に辞令を発せられない限り、それぞれ同表の右欄に掲げる機関の相当の職に命ぜられたものとみなす。

福祉保健部障害福祉課	福祉保健部障がい福祉課
商工観光労働部観光物産・東アジア戦略局観光推進課	商工観光労働部観光経済交流局観光推進課
商工観光労働部観光物産・東アジア戦略局観光推進課記紀編さん記念事業推進室	商工観光労働部観光経済交流局観光推進課記紀編さん記念事業推進室
商工観光労働部観光物産・東アジア戦略局オールみやざき営業課	商工観光労働部観光経済交流局オールみやざき営業課

(宮崎県心身障害者扶養共済制度条例施行規則の一部改正)

3 宮崎県心身障害者扶養共済制度条例施行規則（昭和45年宮崎県規則第30号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
<p>様式第6号（第5条関係）</p> <p>[略]</p> <p>(裏面)</p> <p>備考</p> <p>1～9 [略]</p> <p>10 その他、この制度の内容については、お申込みの際にご確認いただいた「心身障害者扶養共済制度（重要事項のご説明）」をご確認ください。</p> <p>11 その他、この制度についてのお尋ねは、県の障害福祉課又は最寄りの福祉事務所にお問い合わせください。</p>	<p>様式第6号（第5条関係）</p> <p>[略]</p> <p>(裏面)</p> <p>備考</p> <p>1～9 [略]</p> <p>10 その他この制度の内容については、お申込みの際にご確認いただいた「心身障害者扶養共済制度（重要事項のご説明）」をご確認ください。</p> <p>11 その他この制度についてのお尋ねは、県の障がい福祉課にお問い合わせください。</p>
<p>様式第6号の2（第5条関係）</p> <p>[略]</p> <p>(裏面)</p> <p>備考</p> <p>1～9 [略]</p> <p>10 その他、この制度の内容については、お申込みの際にご確認いただいた「心身障害者扶養共済制度（重要事項のご説明）」をご確認ください。</p> <p>11 その他、この制度についてのお尋ねは、県の障害福祉課又は最寄りの福祉事務所にお問い合わせください。</p>	<p>様式第6号の2（第5条関係）</p> <p>[略]</p> <p>(裏面)</p> <p>備考</p> <p>1～9 [略]</p> <p>10 その他この制度の内容については、お申込みの際にご確認いただいた「心身障害者扶養共済制度（重要事項のご説明）」をご確認ください。</p> <p>11 その他この制度についてのお尋ねは、県の障がい福祉課にお問い合わせください。</p>
<p>様式第12号（第7条関係）</p> <p>[略]</p> <p>(裏面)</p> <p>備考</p> <p>1～10 [略]</p> <p>11 その他、この制度についてお尋ねのときは、県の障害福祉課又は最寄りの福祉事務所にお問い合わせください。</p>	<p>様式第12号（第7条関係）</p> <p>[略]</p> <p>(裏面)</p> <p>備考</p> <p>1～10 [略]</p> <p>11 その他この制度についてお尋ねのときは、県の障がい福祉課にお問い合わせください。</p>

(精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行細則の一部改正)

4 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行細則（平成26年宮崎県規則第32号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
<p>様式第8号（第9条関係）</p> <p>[略]</p> <p>[略]</p> <p>宮崎県福祉保健部障害福祉課</p> <p>[略]</p> <p>[略]</p>	<p>様式第8号（第9条関係）</p> <p>[略]</p> <p>[略]</p> <p>宮崎県福祉保健部障がい福祉課</p> <p>[略]</p> <p>[略]</p>

宮崎県事務委任規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成27年3月30日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

宮崎県規則第16号

宮崎県事務委任規則の一部を改正する規則

宮崎県事務委任規則（昭和40年宮崎県規則第10号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前		改正後	
別表（第2条関係）		別表（第2条関係）	
出先機関 の長	委 任 事 務	出先機関 の長	委 任 事 務
[略]		[略]	
西臼杵支 庁長	1・1の2 [略] 2 生活保護法（昭和25年法律第144号）による 次の事務 (1)～(15) [略]  (16)～(25) [略] 2の2 [略]  3～34 [略] 35 建築基準法（昭和25年法律第201号）による 次の事務 (1)・(2) [略] (3) 第7条の6第1項第1号（第87条の2並 びに第88条第1項及び第2項において準用す る場合を含む。）の規定による仮使用の承認 に関すること。 (4)～(6) [略] (7) 第12条第1項の規定による報告に関する こと。 (8) 第12条第3項の規定による報告に関する こと。 (9) 第12条第5項の規定による報告に関する こと。  (10)～(15) [略] (16) 第86条の8第4項の規定による報告の徴 収に関すること。 (17)～(20) [略]	西臼杵支 庁長	1・1の2 [略] 2 生活保護法（昭和25年法律第144号）による 次の事務 (1)～(15) [略] <u>(16) 第55条の6第1項の規定による被保護者 就労支援事業の実施に関すること。</u> (17)～(26) [略] 2の2 [略] <u>2の3 生活困窮者自立支援法（平成25年法律第 105号）による次の事務</u> (1) 第4条第1項の規定による生活困窮者自 立相談支援事業の実施に関すること。 (2) 第5条第1項の規定による生活困窮者住 居確保給付金の支給に関すること。 (3) 第6条第1項の規定による同項各号に掲 げる事業の実施に関すること。 (4) 第15条第1項の規定による命令及び質問 に関すること。 (5) 第16条の規定による資料の提供等の請求 に関すること。 3～34 [略] 35 建築基準法（昭和25年法律第201号）による 次の事務 (1)・(2) [略] (3) 第7条の6第1項第1号（第87条の2並 びに第88条第1項及び第2項において準用す る場合を含む。）の規定による仮使用の認定 に関すること。 (4)～(6) [略] (7) 第12条第1項の規定による報告の受理に 関すること。 (8) 第12条第3項の規定による報告の受理に 関すること。 (9) 第12条第5項の規定による報告の要求に 関すること。 <u>(10) 第12条第6項の規定による帳簿等の提出 の要求に関すること。</u> (11)～(16) [略] (17) 第86条の8第4項の規定による報告の要 求に関すること。 (18)～(21) [略]

<p>35の2～39 [略]</p> <p>39の2 森林国営保険法施行令（昭和28年政令第245号）による次の事務</p> <p>(1) 第8条の規定による損害発生のお知らせの受理に関すること。</p> <p>(2) 第9条の規定による実地調査に関すること。</p> <p>39の3 [略]</p> <p>39の4 鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第15条第13項（第28条第9項及び第29条第4項において準用する場合を含む。）及び第34条第5項（第35条第12項において準用する場合を含む。）の規定による標識の設置に関すること。</p> <p>39の5 鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律施行規則（平成14年環境省令第28号）第37条の規定による標識の設置に関すること。</p> <p>39の6～39の8 [略]</p> <p>40～42 [略]</p> <p>42の2 県営住宅の維持管理に関すること。</p> <p>42の3～42の6 [略]</p> <p>43～43の4 [略]</p> <p>43の5 風致地区内における建築等の規制に関する条例（昭和45年宮崎県条例第16号）による次の事務</p> <p>(1) 第4条の規定による許可に関すること。</p> <p>(2) 第6条第2項の規定による通知の受理に関すること。</p> <p>(3) 第8条の規定による条件の付加に関すること。</p> <p>(4) 第9条第1項の規定による監督処分に関すること。</p> <p>(5) 第9条第2項の規定による措置を自ら行うこと。</p> <p>(6) 第10条第1項の規定による立入検査に関すること。</p> <p>43の6 風致地区内における建築等の規制に関する条例施行規則（昭和45年宮崎県規則第33号）による次の事務</p> <p>(1) 第5条の規定による行為の中止届の受理に関すること。</p> <p>(2) 第6条の規定による行為の完了届の受理に関すること。</p> <p>(3) 第8条の2の規定による地位の承継届の受理に関すること。</p> <p>44～49 [略]</p> <p>49の2 宅地建物取引業法施行規則（昭和32年建設省令第12号）第14条の13第3項ただし書の規定による住所のみの変更の場合に係る取引主任者証の書換え交付に関すること。</p> <p>50～60 [略]</p> <p>61 長期優良住宅の普及の促進に関する法律（平成20年法律第87号）による次の事務</p>		<p>35の2～39 [略]</p> <p>39の2 [略]</p> <p>39の3 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第15条第13項（第28条第9項及び第29条第4項において準用する場合を含む。）及び第34条第5項（第35条第12項において準用する場合を含む。）の規定による標識の設置に関すること。</p> <p>39の4 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律施行規則（平成14年環境省令第28号）第37条の規定による標識の設置に関すること。</p> <p>39の5～39の7 [略]</p> <p>40～42 [略]</p> <p>42の2～42の5 [略]</p> <p>43～43の4 [略]</p> <p>44～49 [略]</p> <p>49の2 宅地建物取引業法施行規則（昭和32年建設省令第12号）第14条の13第3項ただし書の規定による住所のみの変更の場合に係る宅地建物取引士証の書換え交付に関すること。</p> <p>50～60 [略]</p> <p>61 長期優良住宅の普及の促進に関する法律（平成20年法律第87号）による次の事務</p>
--	--	--

	<p>(1) 第6条第1項の規定による認定及び第7条の規定による通知に関すること。</p> <p>(2)～(6) [略]</p> <p>(7) 第14条第1項の規定による認定の取消し及び同条第2項の規定による通知に関すること。</p> <p>(8) [略]</p> <p>62～64 [略]</p>		<p>(1) 第6条第1項の規定による認定に関すること。</p> <p>(2)～(6) [略]</p> <p>(7) 第14条第1項の規定による認定の取消しに関すること。</p> <p>(8) [略]</p> <p>62～64 [略]</p>
[略]	[略]	[略]	[略]
福祉こどもセンター所長及び福祉事務所長	<p>1 [略]</p> <p>1の2 生活保護法による次の事務</p> <p>(1)～(15) [略]</p> <p>(16)～(25) [略]</p> <p>1の3 [略]</p> <p>2～9 [略]</p>	福祉こどもセンター所長及び福祉事務所長	<p>1 [略]</p> <p>1の2 生活保護法による次の事務</p> <p>(1)～(15) [略]</p> <p>(16) 第55条の6第1項の規定による被保護者就労支援事業の実施に関すること。</p> <p>(17)～(26) [略]</p> <p>1の3 [略]</p> <p>1の4 生活困窮者自立支援法による次の事務</p> <p>(1) 第4条第1項の規定による生活困窮者自立相談支援事業の実施に関すること。</p> <p>(2) 第5条第1項の規定による生活困窮者住居確保給付金の支給に関すること。</p> <p>(3) 第6条第1項の規定による同項各号に掲げる事業の実施に関すること。</p> <p>(4) 第15条第1項の規定による命令及び質問に関すること。</p> <p>(5) 第16条の規定による資料の提供等の請求に関すること。</p> <p>2～9 [略]</p>
保健所長	<p>1 医療法(昭和23年法律第205号)による次の事務</p> <p>(1)～(38) [略]</p> <p>(39) 第57条第4項の規定による合併認可の申請の受理に関すること。</p> <p>(40) [略]</p> <p>1の2～2の2 [略]</p> <p>2の3 歯科技工士法施行規則(昭和30年厚生省令第23号)による次の事務</p> <p>(1) 第7条第1項の規定による受験願書の受理に関すること。</p> <p>(2) 第10条の規定による合格証明書の交付の出願の受理に関すること。</p> <p>3～31 [略]</p> <p>31の2 社会福祉法による次の事務(障害福祉課所管の社会福祉法人のうち社会福祉法人あじさいの里、社会福祉法人都城あおぞら及び社会福祉法人藤慶会に係るものに限る。)</p> <p>(1) 第31条第1項及び第4項の規定による申請の受理に関すること。</p> <p>(2) 第43条第1項の規定による申請の受理に関すること。</p> <p>(3) 第43条第2項において準用する第31条第4項の規定による申請の受理に関すること。</p> <p>(4) 第43条第3項の規定による届出の受理に関すること。</p>	保健所長	<p>1 医療法(昭和23年法律第205号)による次の事務</p> <p>(1)～(38) [略]</p> <p>(39) 第57条第5項の規定による合併認可の申請の受理に関すること。</p> <p>(40) [略]</p> <p>1の2～2の2 [略]</p> <p>2の3 歯科技工士法施行規則(昭和30年厚生省令第23号)第10条の規定による合格証明書の交付の出願の受理に関すること。</p> <p>3～31 [略]</p>



	<p>(5) <u>第43条第4項の規定による届出の受理に関すること。</u></p> <p>(6) <u>第46条第2項の規定による申請の受理に関すること。</u></p> <p>(7) <u>第46条第3項の規定による届出の受理に関すること。</u></p> <p>(8) <u>第46条第4項において準用する第31条第4項の規定による届出の受理に関すること。</u></p> <p>(9) <u>第46条の7の規定による届出の受理に関すること。</u></p> <p>(10) <u>第47条の3の規定による届出の受理に関すること。</u></p> <p>(11) <u>第49条第2項の規定による申請の受理に関すること。</u></p> <p>(12) <u>第49条第3項において準用する第31条第4項の規定による申請の受理に関すること。</u></p> <p>(13) <u>第59条第1項の規定による届出の受理に関すること。</u></p> <p>(14) <u>第59条第2項において準用する第43条第4項の規定による届出の受理に関すること。</u></p> <p>32・33 [略]</p> <p>34 特定疾患治療研究事業実施要領（昭和48年5月28日定め）による次の事務</p> <p>(1) <u>第2の1の規定による申請の受理に関すること。</u></p> <p>(2) <u>第2の2の(3)の規定による受給者証の交付に関すること。</u></p> <p>(3) <u>第2の2の(4)の規定による受給者証の記載事項の変更等の届出の受理に関すること。</u></p> <p>。</p>		<p>32・33 [略]</p> <p>34 特定疾患治療研究事業実施要領（昭和48年5月28日定め）による次の事務</p> <p>(1) <u>第2の1の(1)及び(2)の規定による申請の受理に関すること。</u></p> <p>(2) <u>第2の1の(3)の規定による受給者証の交付に関すること。</u></p> <p>(3) <u>第2の2の規定による受給者証の記載事項の変更等の届出の受理に関すること。</u></p> <p>34の2 特定医療費（指定難病）支給認定実施要綱（平成26年12月18日定め）による次の事務</p> <p>(1) <u>第4の1の規定による申請の受理に関すること。</u></p> <p>(2) <u>第5の1の(1)の規定による受給者証の交付に関すること。</u></p> <p>(3) <u>第5の1の(1)の規定による却下の通知書の交付に関すること。</u></p> <p>(4) <u>第5の1の(6)の規定による申請の受理に関すること。</u></p> <p>(5) <u>第5の1の(6)の規定による受給者証の再交付に関すること。</u></p> <p>(6) <u>第5の1の(6)の規定による受給者証の返還の受理に関すること。</u></p> <p>(7) <u>第5の1の(7)の規定による受給者証の返還の受理に関すること。</u></p> <p>(8) <u>第5の7の(1)の規定による申請の受理に関すること。</u></p> <p>(9) <u>第5の7の(1)の規定による届出の受理に関すること。</u></p> <p>(10) <u>第5の7の(2)の規定による受給者証の交付に関すること。</u></p> <p>(11) <u>第5の7の(2)の規定による変更認定を行わない旨の通知書の交付に関すること。</u></p>
--	--	--	--

35 小児慢性特定疾患治療研究事業実施要綱 (平成18年10月1日定め) による次の事務

- (1) 第4の2の規定による小児慢性特定疾患医療受給者証交付申請書の受理に関すること。
- (2) 第4の4の規定による小児慢性特定疾患医療受給者証の交付に関すること。

(12) 第5の7の(3)の規定による受給者証の交付に関すること。

(13) 第5の7の(3)の規定による変更認定を行わない旨の通知書の交付に関すること。

(14) 第5の7の(4)の規定による申請の受理に関すること。

(15) 第5の7の(4)の規定による受給者証の交付に関すること。

(16) 第5の7の(4)の規定による変更認定を行わない旨の通知書の交付に関すること。

(17) 第5の8の規定による申請の受理に関すること。

(18) 第5の8の規定による受給者証の交付に関すること。

(19) 第5の8の規定による更新を認定しない旨の通知書の交付に関すること。

35 小児慢性特定疾病医療費支給認定実施要綱 (平成27年1月1日定め) による次の事務

(1) 第6の1の(2)の規定による申請の受理に関すること。

(2) 第6の2の規定による申請の受理に関すること。

(3) 第6の3の規定による申請の受理に関すること。

(4) 第6の4の規定による申請の受理に関すること。

(5) 第6の5の規定による申請の受理に関すること。

(6) 第7の1の(1)の規定による支給認定をしない旨の通知書の交付に関すること。

(7) 第7の1の(2)の規定による受給者証の交付に関すること。

(8) 第9の1の規定による申請の受理に関すること。

(9) 第9の1の規定による届出の受理に関すること。

(10) 第9の2の規定による受給者証の交付に関すること。

(11) 第9の2の規定による支給認定の変更の認定を行わない旨の通知書の交付に関すること。

(12) 第9の3の規定による受給者証の交付に関すること。

(13) 第9の3の規定による支給認定の変更の認定を行わない旨の通知書の交付に関すること。

(14) 第9の4の規定による受給者証の交付に関すること。

(15) 第9の4の規定による支給認定の変更の認定を行わない旨の通知書の交付に関すること。

(16) 第9の5の規定による受給者証の返還の受理に関すること。

35の2～63の2 [略]

64 特定製品に係るフロン類の回収及び破壊の実施の確保等に関する法律（平成13年法律第64号。以下「フロン回収破壊法」という。）による次の事務

- (1) 第9条第2項（第12条第2項及び使用済自動車の再資源化等に関する法律（平成14年法律第87号。以下「使用済自動車再資源化法」という。）附則第19条の規定によりなおその効力を有することとされる同法附則第18条の規定による改正前のフロン回収破壊法（以下「改正前のフロン回収破壊法」という。）第33条第1項において準用する場合を含む。）の規定による申請書の受理に関すること。
- (2) 第13条第1項（改正前のフロン回収破壊法第33条第1項において準用する場合を含む。）の規定による変更の届出の受理に関すること。
- (3) 第15条第1項（改正前のフロン回収破壊法第33条第1項において準用する場合を含む。）の規定による廃業等の届出の受理に関すること。
- (4) 第22条第3項（改正前のフロン回収破壊法第33条第1項において準用する場合を含む。）の規定による報告の受理に関すること。
- (5) 第23条の規定による指導及び助言に関すること。
- (6) 改正前のフロン回収破壊法第29条第2項の規定による申請書の受理に関すること。
- (7) 改正前のフロン回収破壊法第42条第1項の規定による指導及び助言に関すること。
- (8) 第43条及び改正前のフロン回収破壊法第70条の規定による報告の徴収に関すること。
- (9) 第44条第1項及び改正前のフロン回収破壊法第71条第1項の規定による立入検査に関すること。

(17) 第10の規定による申請の受理に関すること。

(18) 第10の規定による受給者証の交付に関すること。

(19) 第10の規定による更新を認めない旨の通知書の交付に関すること。

35の2～63の2 [略]

64 フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律（平成13年法律第64号）による次の事務

(1) 第17条の規定による指導及び助言に関すること。

(2) 第27条第2項（第30条第2項において準用する場合を含む。）の規定による申請書の受理に関すること。

(3) 第31条第1項の規定による変更の届出の受理に関すること。

(4) 第33条第1項の規定による廃業等の届出の受理に関すること。

(5) 第47条第3項の規定による報告の受理に関すること。

(6) 第48条の規定による指導及び助言に関すること。

(7) 第91条の規定による報告の徴収に関すること。

(8) 第92条第1項の規定による立入検査及び収去に関すること。

64の2 使用済自動車の再資源化等に関する法律（平成14年法律第87号。以下「使用済自動車再資源化法」という。）附則第19条の規定によりなおその効力を有することとされる使用済自動車再資源化法附則第18条の規定による改正前の特定製品に係るフロン類の回収及び破壊の実施の確保等に関する法律による次の事務

(1) 第29条第2項の規定による申請書の受理に関すること。

(2) 第33条第1項において読み替えて準用す

	65～70 [略]		<p>る第12条第2項において準用する第29条第2項の規定による申請書の受理に関すること。</p> <p>(3) 第33条第1項において準用する第13条第1項の規定による変更の届出の受理に関すること。</p> <p>(4) 第33条第1項において準用する第15条第1項の規定による廃業等の届出の受理に関すること。</p> <p>(5) 第33条第1項において準用する第22条第2項の規定による報告の受理に関すること。</p> <p>(6) 第42条第1項の規定による指導及び助言に関すること。</p> <p>(7) 第70条の規定による報告の徴収に関すること。</p> <p>(8) 第71条第1項の規定による立入検査に関すること。</p>
[略]		[略]	
農林振興局長	<p>1～6 [略]</p> <p>6の2 森林国営保険法施行令による次の事務</p> <p>(1) 第8条の規定による損害発生のお知らせの受理に関すること。</p> <p>(2) 第9条の規定による実地調査に関すること。</p> <p>6の3 [略]</p> <p>6の4 鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律第15条第13項(第28条第9項及び第29条第4項において準用する場合を含む。)及び第34条第5項(第35条第12項において準用する場合を含む。)の規定による標識の設置に関すること。</p> <p>6の5 鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律施行規則第37条の規定による標識の設置に関すること。</p> <p>6の6 [略]</p> <p>7～26 [略]</p>	農林振興局長	<p>1～6 [略]</p> <p>6の2 [略]</p> <p>6の3 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第15条第13項(第28条第9項及び第29条第4項において準用する場合を含む。)及び第34条第5項(第35条第12項において準用する場合を含む。)の規定による標識の設置に関すること。</p> <p>6の4 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律施行規則第37条の規定による標識の設置に関すること。</p> <p>6の5 [略]</p> <p>7～26 [略]</p>
[略]		[略]	
農業大学校長	<p>1 [略]</p> <p>2 宮崎県農業科学公園管理規則(平成9年宮崎県規則第48号)による次の事務</p> <p>(1)・(2) [略]</p> <p>(3) 第4条の規定による使用許可に関すること。</p> <p>(4) [略]</p> <p>(5) 第7条の規定による使用許可の取消しに関すること。</p> <p>(6) [略]</p> <p>3 [略]</p>	農業大学校長	<p>1 [略]</p> <p>2 宮崎県農業科学公園管理規則(平成9年宮崎県規則第48号)による次の事務</p> <p>(1)・(2) [略]</p> <p>(3) 第4条の規定による利用許可に関すること。</p> <p>(4) [略]</p> <p>(5) 第7条の規定による利用許可の取消しに関すること。</p> <p>(6) [略]</p> <p>3 [略]</p>
[略]		[略]	
土木事務所長	<p>1～18の6 [略]</p> <p>19 建築基準法による次の事務</p> <p>(1)・(2) [略]</p> <p>(3) 第7条の6第1項第1号(第87条の2並びに第88条第1項及び第2項において準用す</p>	土木事務所長	<p>1～18の6 [略]</p> <p>19 建築基準法による次の事務</p> <p>(1)・(2) [略]</p> <p>(3) 第7条の6第1項第1号(第87条の2並びに第88条第1項及び第2項において準用す</p>

<p>る場合を含む。)の規定による仮使用の<u>承認</u>に関すること。</p> <p>(4)～(6) [略]</p> <p>(7) 第12条第1項の規定による報告に関すること。</p> <p>(8) 第12条第3項の規定による報告に関すること。</p> <p>(9) 第12条第5項の規定による報告に関すること。</p> <p>(10)～(15) [略]</p> <p>(16) 第86条の8第4項の規定による報告の徴収に関すること。</p> <p>(17)～(20) [略]</p> <p>19の2～22 [略]</p> <p>22の2 県営住宅の維持管理に関すること。</p> <p>22の3～22の6 [略]</p> <p>23～24の3 [略]</p> <p>25 風致地区内における建築物の規制に関する条例による次の事務</p> <p>(1) 第4条の規定による許可に関すること。</p> <p>(2) 第6条第2項の規定による通知の受理に関すること。</p> <p>(3) 第8条の規定による条件の付加に関すること。</p> <p>(4) 第9条第1項の規定による監督処分に関すること。</p> <p>(5) 第9条第2項の規定による措置を自ら行うこと。</p> <p>(6) 第10条第1項の規定による立入検査に関すること。</p> <p>25の2 風致地区内における建築等の規制に関する条例施行規則による次の事務</p> <p>(1) 第5条の規定による行為の中止届の受理に関すること。</p> <p>(2) 第6条の規定による行為の完了届の受理に関すること。</p> <p>(3) 第8条の2の規定による地位の承継届の受理に関すること。</p> <p>26～30 [略]</p> <p>30の2 宅地建物取引業法施行規則第14条の13第3項ただし書の規定による住所のみの変更の場合に係る取引主任者証の書換え交付に関すること。</p> <p>31～38 [略]</p> <p>39 長期優良住宅の普及の促進に関する法律による次の事務</p> <p>(1) 第6条第1項の規定による認定及び第7条の規定による通知に関すること。</p> <p>(2)～(6) [略]</p> <p>(7) 第14条第1項の規定による認定の取消し及び同条第2項の規定による通知に関すること。</p>	<p>る場合を含む。)の規定による仮使用の<u>認定</u>に関すること。</p> <p>(4)～(6) [略]</p> <p>(7) 第12条第1項の規定による報告の<u>受理</u>に関すること。</p> <p>(8) 第12条第3項の規定による報告の<u>受理</u>に関すること。</p> <p>(9) 第12条第5項の規定による報告の<u>要求</u>に関すること。</p> <p>(10) 第12条第6項の規定による帳簿等の提出の<u>要求</u>に関すること。</p> <p>(11)～(16) [略]</p> <p>(17) 第86条の8第4項の規定による報告の<u>要求</u>に関すること。</p> <p>(18)～(21) [略]</p> <p>19の2～22 [略]</p> <p>22の2～22の5 [略]</p> <p>23～24の3 [略]</p> <p>25 削除</p> <p>26～30 [略]</p> <p>30の2 宅地建物取引業法施行規則第14条の13第3項ただし書の規定による住所のみの変更の場合に係る<u>宅地建物取引士証</u>の書換え交付に関すること。</p> <p>31～38 [略]</p> <p>39 長期優良住宅の普及の促進に関する法律による次の事務</p> <p>(1) 第6条第1項の規定による認定に関すること。</p> <p>(2)～(6) [略]</p> <p>(7) 第14条第1項の規定による認定の取消しに関すること。</p>
--	--



<p>(8) [略] 40・41 [略]</p>	<p>建設技術センター 所長</p> <p>1 産業開発青年隊授業料の徴収に関する規則（平成19年宮崎県規則第20号）による次の事務</p> <p>(1) 第4条第2項の規定による申請の受理に関すること。</p> <p>(2) 第7条第2項の規定による申請の受理に関すること。</p>	<p>(8) [略] 40・41 [略]</p>	<p>建設技術センター 所長</p> <p>1 産業開発青年隊授業料の徴収に関する規則（平成19年宮崎県規則第20号）による次の事務</p> <p>(1) 第4条第1項の規定による授業料の免除（同項第1号の場合に限る。）に関すること。</p> <p>(2) 第4条第2項の規定による申請の受理に関すること。</p> <p>(3) 第7条の規定による授業料の還付に関すること。</p> <p>(4) 第8条の規定による届出の受理に関すること。</p> <p>(5) 第9条の規定による授業料の免除の取消し（(1)に規定する免除に係るものに限る。）に関すること。</p> <p>2 使用料及び手数料徴収条例第5条の規定による建設技術センター宿泊室等使用料及び建設技術センター手数料の減免（宮崎県建設技術センター使用料及び手数料免除取扱要領（平成27年3月30日定め）に基づくものに限る。）に関すること。</p> <p>3 土木工事資材に関する規格試験に関すること</p>
<p>[略]</p>	<p>[略]</p>		
<p>付表（西臼杵支庁長の項第38号、農林振興局長の項第17号関係）</p> <p>1～20 [略]</p> <p>21 森林病害虫等防除事業補助金交付要綱（平成2年8月1日定め）に基づく補助金</p> <p>22～33 [略]</p> <p>34 野生猿被害防止総合対策事業補助金交付要綱（平成19年7月2日定め）に基づく補助金</p> <p>35～39 [略]</p> <p>40～46 [略]</p>	<p>付表（西臼杵支庁長の項第38号、農林振興局長の項第17号関係）</p> <p>1～20 [略]</p> <p>21～32 [略]</p> <p>33～37 [略]</p> <p>38 有害鳥獣捕獲総合対策事業補助金交付要綱（平成27年3月30日定め）に基づく補助金</p> <p>39～45 [略]</p>		

附 則

この規則は、平成27年4月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- (1) 別表保健所長の項第1号の改正規定、第31号の2を削る改正規定、第34号の改正規定、同号の次に1号を加える改正規定及び第35号の改正規定 公布の日
- (2) 別表西臼杵支庁長の項第39号の4の改正規定（「鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律」を「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律」に改める部分に限る。）及び第39号の5の改正規定（「鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律施行規則」を「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律施行規則」に改める部分に限る。）並びに同表農林振興局長の項第6号の4の改正規定（「鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律」を「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律」に改める部分に限る。）及び第6号の5の改正規定（「鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律施行規則」を「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律施行規則」に改める部分に限る。） 平成27年5月29日
- (3) 別表西臼杵支庁長の項第35号の改正規定及び同表土木事務所長の項第19号の改正規定 平成27年6月1日

証明手数料徴収規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成27年3月30日

宮崎県知事 河野俊嗣

宮崎県規則第17号

証明手数料徴収規則の一部を改正する規則

証明手数料徴収規則（昭和32年宮崎県規則第26号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前				改正後			
別表（第2条関係）				別表（第2条関係）			
事 務	区 分	単 位	金 額	事 務	区 分	単 位	金 額
[略]				[略]			
5 資格に関する証明	(1)・(2) [略] (3) 宅地建物取引業法第16条第1項の宅地建物取引主者資格試験に合格した者であることの証明 (4) 宅地建物取引業法第22条の2第1項の宅地建物取引主者証の交付を受けている者であることの証明	[略]	[略]	5 資格に関する証明	(1)・(2) [略] (3) 宅地建物取引業法第16条第1項の宅地建物取引主者資格試験に合格した者であることの証明 (4) 宅地建物取引業法第22条の2第1項の宅地建物取引主者証の交付を受けている者であることの証明	[略]	[略]
[略]				[略]			

附 則

この規則は、平成27年4月1日から施行する。

宮崎県財務規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成27年3月30日

宮崎県知事 河野俊嗣

宮崎県規則第18号

宮崎県財務規則の一部を改正する規則

宮崎県財務規則（昭和39年宮崎県規則第2号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前		改正後	
(物品の分類及び区分)		(物品の分類及び区分)	
第 150 条 物品は、その性質及び形状等により次のとおり分類し、その意義は、当該各号に定めるところによる。		第 150 条 物品は、その性質及び形状等により次のとおり分類し、その意義は、当該各号に定めるところによる。	
(1) [略]		(1) [略]	
(2) 備品 形状及び性質を変えなく比較的長期間の使用又は保存に耐え得るもので1品の取得価格又は取得見積価格が <u>2万円以上</u> のものをいう。		(2) 備品 形状及び性質を変えなく比較的長期間の使用又は保存に耐え得るもので1品の取得価格又は取得見積価格が <u>5万円以上</u> のものをいう。	
(3)・(4) [略]		(3)・(4) [略]	
(5) 消耗品 1回又は短期間の使用によって消耗され、又はその効用を失うもの並びに備品の形状及びその性質を有するもの又は各種庁用書籍、図鑑等で1品の取得価格又は取得見積価格が2万円に満たないものをいう。		(5) 消耗品 1回又は短期間の使用によって消耗され、又はその効用を失うもの、備品の形状及びその性質を有するもので1品の取得価格又は取得見積価格が5万円に満たないもの並びに各種庁用書籍、図鑑等で1品の取得価格又は取得見積価格が2万円に満たないものをいう。	
(6) [略]		(6) [略]	
別表第3（第7条関係）		別表第3（第7条関係）	
本庁会計課の出納員	[略] こども家庭課の金銭分任出納員 母子福祉資金償還金及び寡婦福祉資金償還金の収納に関すること。	本庁会計課の出納員	[略] こども家庭課の金銭分任出納員 母子福祉資金償還金、父子福祉資金償還金及び寡婦福祉資金償還金の収納に関すること。
障害福祉課の金銭分任出納	[略]	障害がい福祉課の金銭分任出納	[略]

	員			納員	
	[略]			[略]	
	西臼杵支庁福祉課、福祉子どもセンター及び福祉事務所の金銭分任出納員	母子福祉資金償還金及び寡婦福祉資金償還金の収納に関すること。		西臼杵支庁福祉課、福祉子どもセンター及び福祉事務所の金銭分任出納員	母子福祉資金償還金、父子福祉資金償還金及び寡婦福祉資金償還金の収納に関すること。
	[略]			[略]	
警察本部の出納員				警察本部警務部施設整備課の金銭分任出納員	<u>施設整備課に属する入札保証金及び契約保証金の受入れ並びに受け入れた当日に直ちに還付する必要がある入札保証金の還付に関すること。</u>
	警察本部警務部警務課の金銭分任出納員	[略]		警察本部警務部警務課の金銭分任出納員	[略]
	[略]			[略]	
[略]				[略]	

附 則

この規則は、平成27年 4 月 1 日から施行する。ただし、別表第 3 警察本部の出納員の項の改正規定は、公布の日から施行する。

